

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ ギャース毛呂山店

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西三丁目十二番地三十四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 当該計画施設から排出される廃棄物は自ら適正に処理し、廃棄物の減量化と再生利用に努めるよう願います。
- (2) 埼玉県生活環境保全条例によるアイドリングストップに対する対策を講じるよう願います。
- (3) オープン等の混雑時には店舗付近において交通渋滞が予想されるため、公道利用者及び車両に対して安全確保及び交通渋滞緩和対策を講じるよう願います。

二 縦覧期間

令和四年八月九日から令和四年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター